日刊

(日曜日、

東京都

○令和三年東京都告示第五百七十号

(道路交通法第

の

○東京都職員共済組合の役員の退職及び就職……

同 同

正

○令和三年三月十七日付東京都告示第二百七十八号

……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)…三

百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)

発 行

目

次

告

○特定計量器定期検査の実施(六件)…………… ………………(生活文化局計量検定所検査課

…(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課 $\ddot{:}$

三

(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課) $\ddot{:}$ \equiv

○都営住宅の使用料の変更………………(同

○都営住宅の名称、位置、 使用料等………(同 同 $\ddot{}$

東

京

都

公

報

○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更 ------(同)…10

○都営住宅の駐車場の名称、 位置及び区画数……(同)…二

○令和三年度狩猟免許試験の実施…………………

------(環境局自然環境部計画課)

○令和三年度狩猟免許更新のための適性試験及び講 習の実施……………………(同

○指定障害福祉サービス事業者の指定……………

(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融○平成七年東京都告示第三百三十二号(東京都の指 部改正…(会計管理局管理部公金管理課

1

○令和三年東京都告示第五百七十一号 第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)令和三年東京都告示第五百七十一号(道路交通法 一部改正……………………………(警視庁)…|宍

の一部改正………………………(同)…|六 訓

(教

示 (教)

○博物館に相当する施設の指定…………………六

元

令和三年四月三十日

東京都計量検定所長

戸

澤

互.

する。

り実施するので、

特定計量器

通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、

(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとお

同法第二十一条第二項の規定により告示

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則

(平成五年

計量法

(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び

東京都告示第六百八十八号

告

示

九 八 ㅁ디

公 告

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

元

 \equiv

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……… ·············(産業労働局商工部地域産業振興課)···] 九

○令和三年度危険物取扱者保安講習の実施……… ------(東京消防庁)…三

四

検査場所

雑 報

교 | 廃止…………………(東京都職員共済組合)…||○東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定の

○東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定・

 (\Box)

のほ か、

東京都計量検定所

(江東区

丟

○職員の勤務時間、 部改正………………………………………………………… 休日、 休暇等に関する規程

規 則 公

告 示 公

告 示 (水

の一部改正……………………………………………

検査地域 福生市

検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百

超える非自動はかりを併せて使用する事業ただし、ひょう量が二百五十キログラムを を含む。以下「検査対象物」という。)。 所の検査対象物を除く。 十キログラム以下のもの(分銅及びおもり

検査期 日 東京都条例第十号)に定める休日を除で(東京都の休日に関する条例(平成元年 令和三年六月二十一日から同年七月二日ま

所及び指定定期検査機関が検査を実施所在の場所において、東京都計量検定特定計量器(皮革面積計を除く。)の

名称

名称

午前九時から午後四時三十分まで検査新砂三丁目三番四十一号)において、 を実施する。

Ŧī. 検査機関 0) 般社 団法人東京都計量協会

●東京都告示第六百八十九号 計量法 (平成四年法律第五十一号)

次のとおり指定定期検査機関が実施するので、 特定計量器 通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、 第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 条第二項の規定により告示する。 (皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を 同法第二十 (平成五年

令和 三年四月三十日

京都計量検定所 長 戸 澤

互

三

検査地域 羽村市

京

都

公

報

東

検査対象 を含む。以下「検査対象物」という。)。 非自動はかりであって、ひょう量が二百 所の検査対象物を除く。 超える非自動はかりを併せて使用する事業 ただし、ひょう量が二百五十キログラムを 十キログラム以下のもの(分銅及びおもり 五. Ŧī. 兀

 \equiv 四 検査場所 検査期日 都の休日に関する条例(平成元年東京都条令和三年六月一日から同月十日まで(東京 特定計量器 例第十号)に定める休日を除く。 (皮革面積計を除く。 0) 所在

指定定期 般社団法人東京都計量協会

Ŧi.

の場所

検査機関

●東京都告示第六百九十号

次のとおり指定定期検査機関が実施するので、 特定計量器 通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、 第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 条第二項の規定により告示する。 計量法 (平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び (皮革面積計を除く。 の所在場所定期検査を 同法第二十 (平成五年

令和三年四月三十日

第十九条第一項及び

東京都計量検定所長 戸 澤 互

三

検査期

検査地域 昭島市

検査対象 超える非自動はかりを併せて使用する事業ただし、ひょう量が二百五十キログラムを を含む。以下「検査対象物」という。)。 非自動はかりであって、 所の検査対象物を除く。 十キログラム以下のもの(分銅及びおもり ひょう量が二百五

検査期日 令和三年六月十一日から同年七月二日まで 京都条例第十号)に定める休日を除く。 (東京都の休日に関する条例(平成元年東

検査場所 の場所 特定計量器 (皮革面積計を除く。 の所

の名称 検査機関 指定定期 般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第六百九十一号

次のとおり指定定期検査機関が実施するので、 特定計量器 通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、 第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 計量法 (平成四年法律第五十一号) (皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を 第十九条第一項及び 同法第二十 (平成五年

条第二項の規定により告示する。

令和三年四月三十日

東京都計量検定所長 戸 澤

互

検査地域

検査対象 超える非自動はかりを併せて使用する事業ただし、ひょう量が二百五十キログラムを 非自動はかりであって、 を含む。以下「検査対象物」という。 所の検査対象物を除く。 十キログラム以下のもの(分銅及びおもり ひょう量が二百

所 日 令和三年六月三日から同年七月二日まで 特定計量器 京都条例第十号)に定める休日を除く。 (東京都の休日に関する条例(平成元年東 (皮革面積計を除く。 の所在

の名称 検査機関 の場所 般社団法人東京都計量協会

五.

四

検

査場

●東京都告示第六百九十二

次のとおり指定定期検査機関が実施するので、 特定計量器 第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、 条第二項の規定により告示する。 計量法 (平成四年法律第五十一号) (皮革面積計を除く。 の所在場所定期検査を 第十九条第一項及び 同法第二十 (平成五年

令和三年四月三十日

東京都計量検定所長 戸 澤

互.

検査地域 三鷹市、 町田市、 日野市及び多摩市

検査対象 非自動はかりであって、 同一の事業所で併せて使用するひょう量が 十キログラムを超え二トン以下のもの及び ひょう量が二百

3	令和3年	4月30	日(金暉	醒日)			東	京	者	ß :	公	報						(第17	'327	号)
(E-38、E-39号棟) 桐ケ丘アパート	(E-37号棟)桐ケ丘アパート	(2、3、4号棟)天沼アパート	(34号棟) 下馬アパート	(14号棟) 八幡山アパート	名称	一条第二項の規定により告示する。	次のとおり指定定期	特定計量器(皮革面	通商産業省令第七十号)	第二十条第一項並び	計量法(平成四年	●東京都告示第六百九十三号	の 名 称 	_	四 検査場所 特定計	英坛易斤	三 検査期日 令和	検査	う。も	3 二 百
棟) 同右	北区桐ケ丘一丁目一番	杉並区天沼二丁目三十番	世田谷区下馬二丁目三十一番	番世田谷区八幡山三	位置	より告示する。	次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十	(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を	号)第三十九条第一項の規定により、	第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年	(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び	九十三号		般社団法人東京都計量協会	の場所の場所は東面積割を除く、)の所名を記る。	(复草面漬汁を含い。)十号)に定める休日を除	(東京都の休日に関する条例(平成元年東令和三年六月十日から同年七月十二日まで	検査対象物を除く。)。ただし、ひょう量が二トンを超らりを含む。以下「検査対象物」と	こう こうこう こうじょ しゅう (分銅及二百五十キログラム以下のもの (分銅及
	番	三十番	目三十	三丁目三十七		より				年	び	<u>Fi.</u>	四			Ē O	東で二	<i>の</i>	えい	び
同右	同右	同右	一番同右	十七 中層耐火	構造	団団	一項の規定によ	建築基準法(昭	◉東京都告示第六百九十四号		の名称	検査機関 指定定期 一	検査場所 特	į	検査期日	及用	検査対象 非	検査地域 青	東京知	令和三年四月三十日
五六・六平方メートル	五六・五平方メートル	二九・七平方メートル	六四・三平方メートル	四七・九平方メートル	構造及び規模	地の区域等を次のとおり告示し、縦覧	第一項の規定による認定をしたので、同条第八	(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条	百九十四号			般社団法人東京都計量協会	の場所	京都条例第十号)に定める休日を除く。)(東京都の休日に関する条例(平成元年東	和三年六月三日から同月二	を含む。	を超えるもの及び同一の事業所非自動はかりであって、ひょう	び奥多摩町、羽村市、あきる野市、	東京都計量検定所長 戸 澤	三十日
六四戸	三三戸	八七戸	一六戸	三三戸	戸数	縦覧に供する。	同条第八項の規定に	第八十六条		•			。)の所在			もの(分銅	同一の事業所で併せて使して、 ひょう量がニトン	日の出町及	互	
							東京都知事 小 池 百合子		より告示する。	(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定に	次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例	●東京都告示第六百九十五号	町四丁目六番三号)		二 認定計画書の縦覧場所	十一日 田島市もくせいの杜一丁目四番一 令和三年三月三	対象区域の地名地番 認定年月日	一 対象区域の地名地番及び認定年月日 浅 井 勉	東京都多摩建築指導事務所長	令和三年四月三十日

(第17327号)	東	京	都	公	幸	B	_	令和3年	4月30	日(金曜日)	
	東京都知事	令和三年四月三十日	より告示する。	<u> </u>	三条第二頁の見起こ表があ、一時三項者當件半多件(平局)を	東京都営主老条列(平成九年東京都条列第七十七号)第◎東京都告示第六百九十六号		(1、2、7、8号棟) 西瑞江第2アパート	(7号棟) 第3板橋富士見町アパート	同右	(E – 44号棟) 桐ケ丘アパート	(E – 42号棟) 桐ケ丘アパート
	小 池 百合子			日から実施するので、司条解者官任金の作月米を2の	東京者 多位 第二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	宗京都条列第七十七号)第		番 江戸川区西瑞江四丁目二十四	板橋区富士見町二十六番	同右	同右	同 右
								〒四 同右	同右	同右	同右	同右
								同右	三二・六平方メートル	五二・三平方メートル	三三・四平方メートル	五二・三平方メートル
								二 一 〇 戸	一 八 戸	三五戸	五戸	五〇戸

5

	順構			ó位	置 (*	規模 平方メートル)	戸数 (戸)	収人の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
			南砂五丁川アパート(13号棟)	江東区南砂5-24		33. 4	1	26, 000	40, 600
		層耐火	東砂二丁目アパート (3号棟)	江東区東砂2-13		37. 9	1	29, 800	49, 500
		層耐火	東砂二丁川アパート(5号棟)	江東区東砂2-13		33. 4	1	26, 200	38, 900
		層耐火	東砂 「「目アパート(8号棟)	江東区東砂2-13		33. 4	1	26, 200	38, 900
		層耐火	東砂二丁目アパート (13号棟)	江東区東砂2-13		33. 4	1	26, 200	38, 900
		層耐火	東砂二丁目アパート(21号棟)	江東区東砂2-13		37. 9	1	29, 800	49, 500
1.0.1711			南砂四丁目アパート(1号棟)	江東区南砂4-4		37. 9	1	30, 700	48, 100
一般都信	営高	層耐火	南砂四丁目アパート (2号棟)	江東区南砂4-4		34. 3	1	27, 800	45, 400
		層耐火	北砂一丁日第3アパート(1号棟)	江東区北砂1-3		39. 5	1	31, 600	51,000
一般都包	営高	層耐火	北砂一丁日第3アパート(2号棟)	江東区北砂1-3		42. 0	3	33, 600	52, 800
-般都	営 高	層耐火	東雲二丁目アパート (3号棟)	江東区東雲2-1		51. 2	1	42, 500	79, 800
-般都信	当高	層耐火	東雲二丁目アパート(4号棟)	江東区東雲2-4		51. 2	1	42, 500	79, 800
一般都分	常中	層耐火	南砂五丁目第2アパート(4号棟)	江東区南砂5-1		55. 9	1	46, 900	87, 700
-般都分	営高	層耐火	亀戸九丁目アパート(2号棟)	江東区亀戸9-33		51. 2	1	42, 600	65, 900
一般都信	営高	層耐火	北品川第2アパート (1号棟)	品川区北品川1-7		37. 9	1	33, 200	72, 500
一般都信	営中	層耐火	南蒲田二丁目アパート (7号棟)	大田区南蒲田2-20		42. 4	1	35, 900	65, 000
一般都信	営高	層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢[12-21		32. 9	1	26, 000	35, 600
·般都信	当高	層耐火	矢口二丁川アパート (16号棟)	大田区矢口2-21		36. 5	1	28, 800	38,000
一般都信	當高	層耐火	西糀谷二丁目アパート (2号棟)	大田区西糀谷2-23		42. 2	1	34, 200	60, 300
-般都	当中	層耐火	西糀谷二丁目第2アパート(5号棟)	大田区西糀谷2-26		39. 0	1	31, 300	51, 900
-般都	営 高	層耐火	大森東一丁目アパート (2号棟)	大田区大森東1-31		59. 6	2	49, 900	81, 900
・般都:	常高	層耐火	大森東一丁目アパート(3号棟)	大田区大森東1-31		59. 6	1	49, 900	81, 900
-般都	営高	層耐火	大森東一丁目アパート (6号棟)	大田区大森東1-36		59. 6	6	49, 900	81, 900
一般都有	常中	層耐火	梅丘一丁目アパート (1号棟)	世田谷区梅丘1-37		42. 3	1	34, 500	73,000
一般都信	営中	層耐火	上用質片丁目アパート (1号棟)	世田谷区上用賀6-30		55. 9	1	46, 700	90, 800
一般都有	営中	層耐火	赤堤三丁目アパート (7号棟)	世田谷区赤堤3-1		55. 9	1	48, 100	109, 300
·般都	営 中	層耐火	弦巻五丁川アパート (3号棟)	世田谷区弦卷5-3		36. 2	1	28, 700	64, 400
一般都有	営 中	層耐火	喜多見二丁目アパート (1号棟)	世田谷区喜多見2-10		55. 9	1	44, 200	72, 700
·般都	営中	層耐火	喜多見二丁目アパート (3号棟)	世田谷区喜多見2-10		55. 9	1	44, 200	72, 700
·般都信	営 高	層耐火	広尾五丁 アパート (1号棟)	渋谷区広尾5-7		37. 9	2	35, 700	83, 600
·般都	営高	層耐火	広尾五丁目アパート (2-2号棟)	渋谷区広尾5-7		34, 3	2	32, 300	80, 900
·般都信	営高	層耐火	広尾五丁目アパート (2-3号棟)	渋谷区広尾5-7		34. 3	5	32, 300	80, 900

種	類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収人の額が139,000円を超え 158,000円以ドの者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般	都営	中層耐火	佐塚三丁日アパート(1号棟)	渋谷区笹塚3-3	36, 4	1	31, 100	74, 200
_	_	中層耐火	渋谷本町一丁目アパート(2号棟)	渋谷区本町1-62	38. 8	1	34, 300	78, 300
		中層耐火	松ノ木二丁川アパート(10号棟)	杉並区松ノ木2-24	51.0	1	38,600	72, 200
一般	都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート (19号棟)	杉並区堀ノ内3-49	37. 9	1	28,000	43, 400
般	都営	中層耐火	方南・丁目アパート (2号棟)	杉並区方南1-38	41.9	1	31,800	60, 200
一般	都営	中層耐火	池袋本町三丁目アパート (1号棟)	豊島区池袋本町3-9	42, 3	6	34, 400	64,900
一般	都営	中層耐火	池袋本町三丁目アパート (1号棟)	豊島区池袋本町3-9	39. 0	3	31, 700	59, 800
一般	都営	高層耐火	北大塚一丁目アパート(10号棟)	豊島区北大塚1-15	38. 2	1	31, 000	63, 900
-般	都営	高層耐火	駒込二丁日アパート (3号棟)	豊島区駒込2-2	51. 2	1	43, 200	70, 100
一般	都営	高層耐火	王子三丁目アパート (7号棟)	北区王子3-23	40.7	1	31, 800	53, 300
-般	都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (3号棟)	北区滝野川3-63	36. 7	1	28, 100	46, 800
-般	都営	中層耐火	荒川 一丁目アパート (12号棟)	荒川区荒川1-53	39. 0	1	27, 500	57, 700
一般	都営	中層耐火	新河岸 二丁目アパート (7号棟)	板橋区新河岸2-10	36. 4	1	25, 800	32, 400
-般	都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (9号棟)	板橋区新河岸2-10	34. 4	1	24, 500	34, 700
一般	都営	中層耐火	新河岸 二丁目アパート (10号棟)	板橋区新河岸2-10	36. 2	1	25, 800	33, 400
一般	都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(12号棟)	板橋区新河岸2-10	39. 0	1	28, 000	37, 300
一般	都営	中層耐火	常盤台四丁目アパート(12号棟)	板橋区常盤台4-7	55. 9	2	43, 300	84, 600
般	都営	中層耐火	前野町五丁目第3アパート(3号棟)	板橋区前野町5-18	55. 9	1	43, 100	78, 900
一般	都営	中層耐火	前野町六丁目第2アパート (3 号棟)	板橋区前野町6-51	55. 9	2	43, 000	78,000
-般	都営	中層耐火	早宮四丁目アパート (1号棟)	練馬区早宮4-17	51.0	1	40,000	78, 100
-般	都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート (2号棟)	練馬区春日町3-27	55. 9	1	43, 800	86, 500
一般	都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (12号棟)	練馬区北町6-12	48. 1	2	37, 800	76, 100
-般	都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (18号棟)	練馬区北町6-18	48. 1	1	37, 800	76, 100
一般	都営	中層耐火	練馬北町六丁日アパート (2号棟)	練馬区北町6-2	55. 9	1	44, 300	89, 200
-般	都営	中層耐火	練馬関町北三丁日第2アパート(2号棟)	練馬区関町北3-9	51.0	1	40, 200	80, 700
一般	都営	中層耐火	練馬関町北三丁日第2アパート(3号棟)	練馬区関町北3-9	62. 1	1	49,000	98, 300
般	都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート(4号棟)	練馬区関町北3-9	62. 1	1	49,000	98, 300
一般	都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート (1号棟)	練馬区北町8-31	55. 9	1	43, 300	80, 500
・般	都営	中層耐火	早宮三丁目第2アパート(10号棟)	練馬区早宮3-36	55. 9	1	43, 900	85, 700
-般	都営	中層耐火	南田中アパート(2号棟)	練馬区南田中3-31	32. 6	1	23, 600	44, 200
		中層耐火	南田中アパート (6号棟)	練馬区南田中3-31	33, 4	1	24, 300	47, 500
般	都営	中層耐火	南田中アパート (7号棟)	練馬区南田中3-31	33. 4	1	24, 300	47, 500

秫 類	構造	全名	位置	規模 (平力メートル)	戸数 (戸)	収人の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	南田中アパート (9号棟)	練馬区高野台1-1	37. 0	1	26, 700	50, 200
般都営	中層耐火	南田中アパート(39号棟)	練馬区石神井町1-1	37. 0	1	26, 700	50, 200
般都営	中層耐火	南田中アパート(23号棟)	練馬区南田中5-25	32. 6	1	23, 600	44, 200
一般都営	中層耐火	練馬関町一丁目アパート (1号棟)	練馬区関町南2-15	55. 9	1	43, 200	80, 100
·般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第3アパート(4号棟)	練馬区春日町4-4	55. 9	1	43, 400	79, 200
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート (22号棟)	練馬区旭町1-33	59, 6	2	47, 200	93, 200
一般都當	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート(3号棟)	足立区西保木間3-17	48. 1	1	34, 600	55, 400
一般都営	高層耐火	四保木間三丁目アパート (10号棟)	足立区西保木間3-11	42.2	1	29, 400	46, 400
般都営	中層耐火	西保木間 一丁日第2アパート(3号棟)	足立区西保木間1-3	48. 1	1	35, 300	61, 500
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(4号棟)	足立区西保木間1-3	55. 9	1	41,000	71, 500
般都営	中層耐火	島根四丁目第2アパート(1号棟)	足立区島根4-29	59. 6	2	43, 800	78, 400
般都営	中層耐火	青井四丁日アパート (1号棟)	足立区青井4-36	59. 6	3	44, 400	84, 600
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート (5号棟)	足立区六月1-33	33. 4	1	22, 700	36, 400
-般都営	中層耐火	六月二丁目第4アパート(2号棟)	足立区六月2-8	59. 6	1	43, 200	71,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(1号棟)	足立区南花畑5-15	33. 4	1	22, 200	32, 600
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(3号棟)	足立区南花畑5-15	33. 4	1	22, 400	34, 800
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (13号棟)	足立区南花畑5-15	37. 3	1	24, 800	38, 900
·般都営	中層耐火	保木間第5アバート(19号棟)	足立区南花畑5-15	37. 3	1	24, 800	38,900
一般都営	中層耐火	谷在家アパート (11号棟)	足立区谷在家3-22	35. 7	1	24, 200	37, 700
-般都営	中層耐火	辰沼町アパート (13号棟)	足立区辰沼1-2	38. 3	1	26, 600	39, 700
般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (10号棟)	足立区六木1-5	33. 4	1	22, 600	34, 600
般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート (13号棟)	足立区鹿浜5-24	41. 0	1	28, 200	43, 100
-般都営	中層耐火	花畑第4アパート (5号棟)	足立区花畑8-4	38. 3	1	25, 800	37, 400
一般都常	中層耐火	花畑第4アパート (22号棟)	足立区花畑8-5	38. 3	1	25, 800	37, 400
·般都営	中層耐火	花畑第5アパート(1号棟)	足立区花畑2-11	39. 0	1	26, 500	41,800
一般都常	中層耐火	青井三丁目アパート (1号棟)	足立区青井3-10	51. 0	1	37, 300	66, 900
·般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-18	51. 2	1	37, 500	65, 200
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート (2号棟)	葛飾区東金町5-30	55. 9	1	41,000	68, 600
·般都営	中層耐火	西新小岩三丁目アパート(8号棟)	葛飾区西新小岩3-21	55. 9	1	41,600	57, 800
般都営	中層耐火	帰切八丁日アパート (1号棟)	葛飾区堀切8-11	51. 0	1	38,000	68, 900
·般都営	高層耐火	西新小岩・丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55, 9	1	42, 400	67, 800
·般都営	高層耐火	平井・丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34. 4	1	25, 300	42,600

	構	造			規模 (平力メートル)	戸数 (戸)	収人の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
,	高層耐	\rightarrow	宇喜田町第2アパート(1号棟)	江戸川区西葛西4-1	50. 9		40, 200	66, 700
	中層耐.	_	本一色町アパート (2号棟)	江戸川区本 色3-33	53. 6		40, 600	63, 400
	高層耐	\rightarrow	清新町二丁Ⅱアパート(2号棟)	江戸川区清新町2-8	55. 9	_	44, 100	77, 500
	高層耐	\rightarrow	清新町 『『目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55. 9		44, 100	77, 500
	高層耐		清新町二丁目第2アパート(1号棟)	江戸川区清新町2-2	74. 9		61, 800	109, 600
	中層耐		八王子高倉町第2アパート(1号棟)	八王子市高倉町12-4	59, 6		34, 500	
	高層耐	\rightarrow	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-7号棟)	八王子市南大沢3-4	61. 4		35, 800	75, 100
	中層耐	-	立川富士見町六丁目アパート(55号棟)	立川市富士見町6-55	52. 4	. 2	29, 000	52, 300
一般都営	中層耐	火	立川富士見町六丁目アパート(57号棟)	立川市富士:見町6-57	42. 3	1	23, 400	42, 200
一般都営	中層耐	火	上連雀七丁日第2アパート(4号棟)	三鷹市上連雀7-24	51.0	1	37, 100	73, 400
一般都包	中層耐.	火	上連雀九丁目第2アパート(7号棟)	三鷹市上連雀9-37	62. 1	1	45, 900	94, 200
一般都営	高層耐	火	中原四丁日第1アパート(2号棟)	三鷹市中原4-17	43. 9	1	31, 100	56, 800
一般都常	中層耐.	火	野崎アパート(1号棟)	三鷹市野崎2-2	51.0	1	35, 900	63, 400
一般都営	中層耐	火	上連雀九丁目アパート(2号棟)	三鷹市上連雀9-12	51.0	1	37, 100	72, 600
一般都常	中層耐	火	府中美好町一丁目アパート (2号棟)	府中市美好町1-9	62. 1	1	39, 600	82, 500
一般都質	中層耐	火	府中新町二丁日第2アパート(3号棟)	府中市新町2-57	62. 1	2	38, 600	86, 900
一般都常	中層耐	火	天神町二丁目アパート(4号棟)	府中市天神町2-10	62. 1	1	39, 900	90, 800
一般都沒	中層耐.	火	昭島東町一丁11アバート(3号棟)	昭島市東町1-15	51.0	3	26, 900	57, 900
一般都営	中層耐	火	調布富士見町三丁目アパート(1号棟)	調布市富士見町3-17	62. 1	1	38, 000	90, 100
一般都営	高層耐	火	調布くすのきアパート (1号棟)	調布市国領町3-8	53. 5	1	29, 800	65, 200
-般都営	高層耐	火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1	53. 5	2	31, 900	77, 500
·般都常	高層耐	火	調布くすのきアパート (7号棟)	調布市国領町8-1	51. 2	2	30, 500	74, 200
-般都営	中層耐	火	調布深大寺町アパート(1号棟)	調布市深大寺東町8-2/	. 51.0	1	31, 100	74, 300
一般都常	中層耐	火	佐須町アパート (1号棟)	調布市佐須町4-1	55. 9	1	35, 200	81, 100
-般都学	中層耐	火	染地・丁目アパート(1号棟)	調布市染地1-1-2	60. 2	1	36, 500	85, 000
一般都常	中層耐	火	染地三丁目アパート(8号棟)	調布市染地3-3	55. 9	1	33, 000	72, 800
·般都営	中層耐.	火	金森第6アパート(1号棟)	町田市金森2-29	63. 2	1	39, 700	76,000
一般都営	中層耐	火	成瀬アパート (3 号棟)	町田市成瀬7-10	55. 9	1	30, 400	58, 300
·般都沒	中層耐	火	成瀬アパート (12号棟)	町田市成瀬7-10	55. 9	2	30, 400	58, 300
·般都包	中層耐	火	忠生三丁日アパート	町田市忠生3-6	55. 9	1	30, 100	54, 600
·般都営	中層耐.	火	忠生四丁目アパート(4号棟)	町田市忠生4-6	55, 9	1	30, 300	55, 800
·般都當	高層耐.	火	武蔵岡アパート(7号棟)	町田市相原町3190	55. 9	1	29, 700	57, 400

秫 梦	負構	造	名称	位	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収人の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
			武蔵岡アパート(8号棟)	町田市相原町3190	55. 9	1	30, 200	58, 400
	-		小金井本町二丁目アパート(11号棟)	小金井市本町2-15	39. 0	1	20, 700	54, 000
·般都信	当中.	層耐火	国立東二丁目アパート (2号棟)	国立:市東2-26	39. 0	1	22, 200	58, 100
一般都信	当中		田無縁町三丁目アパート (4号棟)	西東京市緑町3-8	58. 1	1	36, 300	78, 200
一般都信	当高	層耐火	田無緑町三丁目アパート(3号棟)	西東京市緑町3-8	55. 9	1	35, 100	76, 300
一般都有	営 中	層耐火	田無南町一丁目アパート (17号棟)	西東京市南町1-2	48, 1	1	28, 600	63, 100
一般都有	当中	層耐火	田無南町三丁目アパート (4号棟)	西東京市南町3-23	61. 3	1	38, 900	89, 300
一般都包	堂中.	層耐火	田無本町七丁目アパート(12号棟)	西東京市田無町7-6	51.0	1	28, 600	62, 300
-般都	当中	層耐火	田無向台町三丁目アパート (14号棟)	西東京市向台町3-10	51.0	1	29, 800	64, 600
一般都容	堂中.	層耐火	田無向台三丁日第2アパート(17号棟)	西東京市向台町3-8	55. 9	1	33, 100	71, 400
般都	当中	層耐火	狛江アパート (12号棟)	狛江市和泉本町4-7	37. 0	1	18, 000	43, 700
一般都分	当中.	層耐火	狛江アパート(18号棟)	狛江市和泉本町4-7	37. 0	1	18, 000	43, 700
一般都信	当中.	層耐火	狛江アパート (22号棟)	狛江市和泉本町4-7	37. 0	1	18, 000	43, 700
-般都	当中	層耐火	狛江アパート (30号棟)	狛江市和泉本町4-7	33. 4	1	16, 600	43, 600
一般都會	員 中	層耐火	狛江アパート (33号棟)	狛江市和泉木町4-7	33. 4	1	16, 600	43,600
一般都信	営中.	層耐火	狛江アパート (42号棟)	狛江市和泉本町4-7	37. 3	1	18, 500	46, 300
一般都信	単中.	層耐火	狛江アパート (47号棟)	狛江市和泉木町4-7	37. 3	1	18, 500	46, 300
·般都信	当中.	層耐火	狛江アバート(49号棟)	狛江市和泉本町4-7	37. 3	1	18, 500	46, 300
一般都信	堂 中	層耐火	狛江アパート (50号棟)	狛江市和泉本町4-7	37. 3	1	18, 400	46, 300
-般都	当中	層耐火	八幡町第1アパート(1号棟)	東久留米市八幡町2-11	38. 3	1	20, 200	35, 800
-般都	堂中.	層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-9号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17, 400	29, 900
一般都分	学中.	層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-2-6号棟)	多摩市諏訪4-2	37. 7	1	17, 400	29, 900
-般都	当中	層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-2-4号棟)	多摩市諏訪4-2	37.7	1	17, 400	29, 900
一般都有	其 中	層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-6 号棟)	多摩市諏訪4-3	37. 7	1	17, 400	29, 900
一般都信	当中.	層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-5号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17, 400	29, 900
一般都有	営 中	層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-5-4号棟)	多摩市和田3-5	37. 7	1	17, 700	33,000
·般都	ば高.	層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-2-1号棟)	多摩市愛宕1-2	38.7	3	18, 300	34, 500
一般都有	当中	層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-1号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19, 200	33, 700
·般都信	当中	層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-3号棟)	多摩市愛宕3-4	40. 1	1	19, 200	33, 700
·般都信	堂 中	層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-4号棟)	多摩市愛宕3-4	40. 1	1	19, 200	33, 700
·般都	当中	熖耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-5号棟)	多摩市愛岩3-4	40, 1	1	19, 200	33, 700
·般都信	堂中.	層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-2号棟)	多摩市愛宕4-1	40. 1	1	19, 200	33, 700

(第17327号)	東	京	都	公	報			令和	13年	4月	30日	(金	曜日	1)	8
称 類 構 造 名	称位		置	(平力	規模 メートル)	戸数 (戸)	収人の 158,000 れる使足	額が139 0円以下 日料([9,000円 の者に り、月巻	を超え 適用さ 質/戸)	近傍	同種の 月	住宅の 額/戸	家賃 (円)	. ,
- 般都営 中層耐火 多摩ニュータウン貝取団地 (3-1-2 号棟) - 般都営 中層耐火 稲城松葉アパート (1号棟)		貝取3-1 矢野口17	90		55. <u>\$</u>					30, 30 29, 80				53, 5 65, 1	
									同:		き、	111		•	
							東	令和三年四月三十日	同条例第三条第三項の規定により告示する。	用料並びに近傍同種の住	、一般都営住宅の名称、	三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づ	東京都営住宅条例(平	◉東京都告示第六百九十七号	
							東京都知事 小 池		定により告示する。	の住宅の家賃を次のように定めたので、	位置、	条第一項及び第四項	(平成九年東京都条例第七十七号) 第	七号	
							百合子			に定めたので、	構造及び規模、戸数、使	の規定に基づ	七十七号)第		_

9	令和3年	F4月30	日	(金曜	翟日)			東	京	都	公	幸	Ŗ						(\$	第17327号)
(10、11号棟) 南小岩二丁目アパート	(4号棟) (4号棟)	(14、15号棟) 下馬アパート	同右	同右	(13号棟) 下馬アパート	名称	次の都営改良住宅を廃止したので、	◉東京都告示第六百九十八号		同右	同右	同右	同右	(30号棟) 東京街道アパート	同右	同右	同右	同右	(25号棟) 東京街道アパート	名称
江戸川区南小岩二丁目四番	葛飾区鎌倉二丁目十七番	同右	同右	同右	世田谷区下馬二丁目三十四番	位置	ので、東京都営住宅条例	より	(同 右	同右	同右	同右	東大和市清原一丁目一番地	同右	同右	同右	同右	東大和市清原三丁目一番地	位置
同右	同右	同右	同右	同右	[番 中層耐火	構造品	令和三年四月三十日	より告示する。	-成九年東京都名	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	高層耐火	構造立
三六・四平方メートル	三九・〇平方メートル	四六・六平方メートル	五九・四平方メートル	五一・三平方メートル	二九・七平方メートル	構造及び規模	二十日		(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定に	五七・四平方メートル	四七・八平方メートル	四七・九平方メートル	四〇・四平方メートル	三四・六平方メートル	五七・四平方メートル	四七・八平方メートル	四七・九平方メートル	四〇・四平方メートル	三四・六平方メートル	構造及び規模
六〇戸	一六戸	六四戸	一二戸	七戸	四戸	戸数			項の規定に	同右	同右	同右	六戸	五. 四 戸	同右	同右	同右	六戸	五四戸	戸数
									東京都知事 小	四四、〇〇〇円	三六、六〇〇円	三六、七〇〇円	三〇、九〇〇円	二六、五〇〇円	四四、〇〇〇円	三六、六〇〇円	三六、七〇〇円	三〇、九〇〇円	二六、五〇〇円	額一戸につき)の者に適用される使用料(月の者に適用される使用料(月収入の額が一三九、○○○円以下収入の額が一三九、○○○円
									池百合子	一一五、七〇〇円	九六、五〇〇円	九六、六〇〇円	八一、四〇〇円	六九、七〇〇円	一一五、七〇〇円	九六、五〇〇円	九六、六〇〇円	八一、四〇〇円	六九、七〇〇円	つき) 家賃 (月額一戸に 近傍同種の住宅の

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第◎東京都告示第六百九十九号

三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都

和三年五月一日から実施するので、同条例第三条第三項のに基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一

東京都知事令和三年四月三十日

小 池 百合子

種 類	i 構 造	名 称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	戸山ハイツアパート(24号棟)	新宿区戸山2-24	33. 7	1	28, 700
改良	高層耐火	西大久保アパート (5号棟)	新宿区人久保3-9	43. 9	1	37, 300
改良	中層耐火	長延寺アパート (1号棟)	新宿区市谷長延寺町8	32. 6	1	26, 300
改良	中層耐火	市ヶ谷富久町アパート(2号棟)	新宿区富久町22-19	35. 5	1	30, 200
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート (15号棟)	台東区橋場2-16	43. 9	1	34, 000
改良	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	40.6	1	28, 800
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(12号棟)	江東区南砂3-11	32. 6	2	25, 300
改良	中層耐火	東砂七丁月アパート (5号棟)	江東区東砂7-13	32. 6	1	25, 200
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(14号棟)	江東区南砂5-24	33. 4	1	26, 000
改良	中層耐火	若林四丁目アパート (1号棟)	世田谷区若林4-41	33. 4	1	26, 300
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート(10号棟)	渋谷区笹塚2-37	36. 2	1	30, 500
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(52-1号棟)	渋谷区幡ケ谷2-52	51. 2	1	44, 200
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(53-8号棟)	渋谷区幡ケ谷2-53	36. 4	1	31, 400
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(55号棟)	渋谷区幡ケ谷2-55	36. 6	2	31, 400
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート(20号棟)	杉並区阿佐谷北3-32	35, 1	1	25, 600
改良	高層耐火	赤羽西五丁日アパート(1号棟)	北区赤羽西5-12	36. 1	1	27, 900
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート(3号棟)	葛飾区亀有1-16	48. 1	1	35, 400
再開発	高層耐火	西大久保アパート(5号棟)	新宿区大久保3-9	43. 9	1	37, 300

の種類 辞猟免許

実施期日

始時刻

名 開

在

地 所

●東京都告示第七百号

づき、 九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 令和三年四月三十日 駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める 東京都知事 小 池 百 合子 第

位 置

第1駐車場 桐ケ丘二丁目アパ 1 五番ほか 北区桐ケ丘二丁目十 七五区

●東京都告示第七百一号

規則 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行 十一条に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施するので (平成十四年法律第八十八号。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年環境省令第二十八号) 以下「法」という。 第五十一条第二項 第四

 (\Box)

試験の内容

令和三年四月三十日

の規定により、

次のとおり告示する。

東京都知事 小 池 百 合

(--)試験の日時及び場所

試験の日時及び場所については次のとおりとする。

八月二十 -前十時 足立区綾

館 労福 区立区勤 三十四番

二日

11

二種銃猟 許及び第

免許

同右 同年十月

二日 同 右

ミエー 民会館 目二十四 中町二丁 府中市府 番目 十

労福祉会 起立区勤 三十四番 足立区綾

同右

同年十一

同右

月四日

試験の内容

同右

右 右

同

同右

一月二十

二日

二十六日 同 右

同右

ミエー 民会館ル 目二十 十 中町二丁 应

四

事前申請手続

関する知識について行う。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正 鳥獣並びに鳥獣の保護管理に ただし、 法第四十九条第一

化に関する法令、

猟具、

識試験は、

号該当者に対する知識試験は、猟具に関する知識に

 (Ξ) 対象者

いて行う。

欠格事由に該当しないもの 東京都内に住所を有する者で、 法第四十条に定める

適性試験

催 称

場

(--)試験の日時及び場所

て午後零時五十分から行う。 ○に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所にお

便番号一六三-八〇〇一

新宿区西新宿二丁目八番

東京都庁第二本庁舎十九階)

に送付すること。

試験の内容

聴力及び運動能力について行う。

(Ξ) 対象者

知識試験に合格した者

技能試験

(--)試験の日時及び場所

て適性試験終了後に行う。 に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所にお

対象者

猟具の取扱方法及び鳥獣の判別について行う。

 (Ξ)

適性試験に合格した者

同年五月十七日から同年六月四日まで、 同年十月二日及び同年十二月四日の試験にあっては、 きにより事前申請を行うこと。 同運営サービスにより提供される電子申請サービス る事前申請期間は、実施期日が令和三年八月二十二日 (以下「電子申請サービス」という。)又は往復はが 狩猟免許を受けようとする者は、東京電子自治体共 電子申請サービスによ 令和四年一 月

印まで有効とし、 東京都環境局自然環境部計画課鳥獸保護管理担当 申込み」と明記するほか、 する電子申請サービスによる事前申請期間の末日の消 復はがきによる事前申請は、 和三年十月十八日から同年十一月五日までとする。 二十二日及び同年二月二十六日の試験にあっては、 「令和三年度東京都狩猟免許試験 次に掲げる事項を記載し、 各試験の実施期日に対応

- ア
- 氏名 (振り仮名を付すこと。
- ゥ 電話番号
- エ 生年月日
- 東京都環境局自然環境部計画課、 五に記載する狩猟免許申請場所の希望

事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課のうちか 東京都多摩環境

力 受験希望日

希望日を記載すること。 及び同年十二月四日のうちから第一希望日及び第二 申請にあっては、 令和三年五月十七日から同年六月四日までの事前 同年八月二十二日、 同年十月二日

を記載すること。 前申請にあっては、 |月二十六日のうちから第一希望日及び第二希望日 令和三年十月十八日から同年十一月五日までの事 令和四年一月二十二日及び同年

イ

丰 受けようとする狩猟免許の種類 わな、 第 第二種

複数選択可

有効な狩猟免許保有の有無

 (\Box) 抽選により五に記載する狩猟免許申請をすることがで 申請の可否を通知する 申請を行った者に対しては同月十九日までに狩猟免許 きる者を決定し、令和三年五月十七日から同年六月四 でに、同年十月十八日から同年十一月五日までの事前 日までの事前申請を行った者に対しては同月十八日ま 事前申請者数が定員(各回百名程度)を超えた場合、

> は、 を併せて通知する。 申請日時、 狩猟免許申請をすることができる者に対して 申請場所、 受験日、 その他注意事項等

法第四十条に定める欠格事由に該当しないものとする。 事前申請の対象者は、東京都内に住所を有する者で、

五. 狩猟免許申請手続

(--)日時及び申請場所で申し込むこと。 記入し、次に掲げるものを添えて、 の通知を受けた者は、狩猟免許申請書に所定の事項を 四の事前申請を行い都から狩猟免許申請ができる旨 都が指定した申請

ア 二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及 び撮影年月日を記載したもの一枚 無背景の縦の長さ三・○センチメートル、横の長さ 申請前六月以内に撮影した無帽、 正面、 上三分身

に五千二百円。ただし、法第四十九条第一号該当者 狩猟免許申請手数料として、狩猟免許の種類ごと 狩猟免許の種類ごとに三千九百円

する、 類等が確認できるページの写し一通、同号の規定に けている者にあっては当該許可に係る許可証の住所 号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受 条第二号から第四号までに該当していないことを証 よる許可を現に受けていない者にあっては法第四十 及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種 **銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六** 申請前六月以内に作成された医師の診断書一

銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定 申請前六月以内に交付された住民票一通。 ただし、

通

による許可を現に受けている者にあっては、当該許可 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定 による許可を受けている者にあっては、 不要

 (\Box)

六 その他

に係る許可証の原本を提示すること。

属する年の九月十四日までである。 その試験を受けた日から起算して三年を経過した日の 類ごとに狩猟免許が与えられ、当該免許の有効期間は 狩猟免許試験を受け、これに合格した者は、 、その種

業課へ問い合わせること 東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課

 (\Box)

◉東京都告示第七百二号

る。 る規則第五十一条第二項の規定により、 以下「規則」という。)第五十九条第二項において準用す に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号。 り実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化 る講習(以下 十一条第二項に規定する適性試験及び同条第四項に規定す (平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。) 第五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 「適性試験及び講習」という。)を次のとお 次のとおり告示す

令和三年四月三十日

東京都知事

小

池

百

合子

狩猟免許更新申請手続

(--)項を記入し、 狩猟免許更新者は、 次に掲げるものを添えて、 狩猟免許更新申請書に所定の事 令和三年五月

13

通

する、

条第二号から第四号までに該当していないことを証

申請前六月以内に作成された医師の診断書

同右

十七日 月

て申し込むこと。

で申し込むこと。

で申し込むこと。

で申し込むこと。

で申し込むこと。

で申し込むこと。

で申し込むこと。

オ

ただし、本人が直接申請しない場合にあっては、次のカに掲げるものの提出は不要とし、二口に掲げる適のカに掲げるものの提出は不要とし、二口に掲げる適定する休日を除く。)までに東京都環境局自然環境部定する休日を除く。)までに東京都環境局自然環境部がこと。

び撮影年月日を記載したもの一枚二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及ニ・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及無背景の縦の長さ三・○センチメートル、横の長さア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、ア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、ア

イ

狩猟免許更新申請手数料として、更新を受けよう

とする狩猟免許の種類ごとに二千九百円

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六ウ 統砲刀剣類が

る場合は、狩猟免状等亡失届) エ 現に受けている狩猟免状 (狩猟免状を紛失してい

二第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書ることを確認した者にあっては、規則第五十九条の鳥獣捕獲等事業者が狩猟について必要な適性を有す認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、認定

同右

十五日 月

同右

事堂一階

新宿区西

都民ホー

 七会議室

第 U I S U R R R R

号三番

干

し、原則、配達の記録が残るものとする。) 所及び氏名を記入したもの。送料は申請者の負担とカ 有効期間更新後の狩猟免許交付用封筒(交付先住

面

に係る許可証の原本を提示すること。による許可を現に受けている者にあっては、当該許可による許可を現に受けている者にあっては、当該許可

 (\Box)

二 適性試験の日時及び場所

(--)

本人が申請する場合

務所自然環境課又は東京都支庁の産業課における狩猟東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事

二 本人が直接申請しない場合

免許更新申請時に各窓口で行う。

 許、第一
 七日
 都民ホー目

 初種類
 大月二十
 事堂一階新品

 おび猟免許、令和三年
 午前十時
 都議会議新品

 おび組み
 大月二十
 事堂一階新品

 おびれの
 大月二十
 本の

 おびれの
 大月二十
 本の

種銃猟免

二種銃猟

民会館た 町三丁目 一 立川市錦

三 適性試験の内容

(一) 視力

 $(\underline{})$

聴力

三 運動能力

四 講習の実施及び内容

て講習の実施に代えることとする。 資料を基に、狩猟免許更新者が自己学習することをもっ 狩猟免許更新申請時に配布する次に掲げる事項に係る

〜 及び鳥獣保護管理 一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法

二 鳥獣の判別

三 猟具の取扱い

五 対象者

在

地 所

限が令和三年九月十四日までであるものに係る種類の狩猟免許を有し、かつ、当該免許の有効期東京都内に住所を有する者で、当該適性試験及び講習

六 その他

所が変更となる場合は、別途通知する。 災害その他やむを得ない事由により、二〇の開催場

二 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課、

う。)第三十六条第一項の規定により、令和三年三月一日

の法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」とい

付けで指定障害福祉サービス事業者を指定したので、法第

業課へ問い合わせること。

東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産

◉東京都告示第七百三号

五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支き、次のとおり告示する。(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

y CANDARINA IN CALLER					
申請者の名称	事業所の名称	お業所の所在地	liたる対象者		
株式会社手和富士	新宿訪問介護センター	新宿区大久保1 12 3 404			
株式会社ケア21	ケア21 森下	江東区常盤2 14 8 横山ビル1階	身体障害者	知的障害者	障害児
般社州法人La Famille	ファミーユヘルパーステーション	大田区池上6-22-2 メゾン・ド・ファミーユ1階	身体障害者	知的障害者	障害児
株式会社愛の料	愛の羽・そしがや				
朱式会社ケア21	ケア21 砧	世田谷区碌5 17 14 ブランドール砧101	身体障害者	知的障害者	障害児
有限会社離無	訪問・居宅介護 よつば会	渋谷区東3-20-2 KIビル1階			
**式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ成増	板橋区成増1 1 9 シャルムドミール成増1階			
集式会社立の末	訪問介護法めの木	板橋区赤塚1-20-3 ラーバンヤマミツ106			
株式会社Link	ケアサポートLink	練馬区大泉学園町8-30-23 アムー・ルガー・デン103			
合同会社なないろ	なないろケア	葛飾区西新小岩4 40 20 マンションサンエイドA202		•	
ALSOK介護株式会社	かたくり永山	多摩市以取1-57-1			

東京

都

東京都知事

小

池

百合子

公

報

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
株式会社干和富士:	新宿訪問介護センター	新宿区大久保1 12 3 404		
株式会社ケア21	ケア21 森下	江東区常盤2-14-8 横山ビル1階	身体障害者	知的障害者
·般社団法人La Famille	ファミー・ユヘルパー・ステー・ション	大田区池 1:6-22-2 メゾン・ド・ファミー・ユ1略	身体障害者	知的障害者
株式会社後の羽	爱の羽・そしがや	世田谷区祖師谷1 30 21		
株式会社ケア21	ケア21 積		身体障害者	知的障害者
有限会社能魚	訪問・屠宅介護 よつば会	渋谷区東3 20 2 KIビル1階		
株式会社ケアリッツ・アンド・バートナーズ	ケアリッツ成増	板橋区成増1-1-9 シャルムドミール成増1階		
株式会社Link	ケアサポートLink	練馬区大泉学園町8-30-23 アムールガーデン103		
合同会社なないろ	なないろケア	英飾区西新小岩4-40-20-マンションサンコイドA202		
ALSOK介護株式会社	かたくり永山	多摩市貝取1-57-1		

株式会社ケアサポート・ウィン

社会福祉法人陸月会

・般社団法人コア

社会福祉法人聖ヨハネ会

株式会社オレンジの風

社会福祉法人おおぞら

ハウス・ウィン立川

アライブホー・ム

みかんの樹

緑町型ヨハネケアービレッジ

グループホームしえろ

15 令和3年4月30日((金曜日) 東	京都	公 報		(第1	7327号				
サービスの種類 同行接機										
中諸者の名称	事業所の名称	事業所の所在地		上たる対象者						
特定非営利活動法人日本プラインドサッカー協会	JBFA同行接護サービス		21-27 ベアーズビル3階	身体障害者						
株式会社愛の羽	愛の羽・そしがや	川田谷区祖師谷1-								
株式会社ケア21	7721 th		7-14 プランドール(k101	身体障害者	除害児					
合同会社なないろ	なないろケア		40 20 マンションサンエイドA202							
EDM SELECTION AND ADMINISTRATION OF A SECOND AND A SECOND ASSOCIATION ASSOCIA	(#(#V -3) /	INDERS.	40 20 10200 102 11							
サービスの種類 生活介護										
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地		上たる対象者						
社会福祉法人指峰会	浅草みらいど	台東区今戸2-14	1-3	知的障害者	-					
サービスの種類 短期人所 申請者の名称	事業所の名称	事業所の所作地		上たる対象者						
株式会社ファーストシーンスマイル	ショートステイ ファーストシーン夢くらぶ 浅草橋	台東区浅草橋1 2	an a set	際書児						
					Land Brown	Territoria				
・般社団法人La Famille 社会がおおよさだしいの会	メゾン・ド・ファミー・コ.		2-2 メゾン・ド・ファミー・ユ1階	身体障害者	知的障害者	降害児				
社会福祉法人さざんかの会	らららたきのがわショートスデイ	北区流野川3 51		身体除害者	知的障害者	精神隊害者				
社会福祉法人跨月会	Life Design 여완출	武蔵野市桜堤1-9		身体障害者	知的疑問	5名				
社会福祉法人型コハネ会	緑町型コハネ短期人所	小金井市緑町4 5	<i>i</i> 10	知的降准者						
サービスの種類 自立訓練(機能測練)										
申請者の名称	事業 所の名称	事業所の所在地		上たる対象者						
株式会社言語生活サポートセンター	マボバッシャヤ 京語生活サポートセンター		リー17 Mバラッツオ4階	身体障害者(聴覚	co. ⊃n)					
WYNTER DRIVE THE SAME	Data gara va. 1 2	1× 11. 11. 11.	-11. Wit ANN 41 alm		P, US015					
サービスの種類 自立訓練(生活訓練)										
中請者の名称	事業)庁の名称	事業所の所在地		上たる対象者						
・散社団法人オンプレ・ジャパン	オンブレ・ジャバン	江東区亀戸1-31	1-7 亀戸センタービル7階	知的障害者	精神障害	医者				
株式会社Kaien	生活訓練事業所Kaien立川	立川市柴崎町3	10 5 大雅ビル2階	精神障害者						
サービスの種類 貮労移行支援										
サービスの種類 就労移行支援 中請者の名称	I	www.gr.com.edit./10 Hib		上たる対象者						
	事業所の名称	事業所の所在地			********					
社会福祉法人つくしの郷	生活学館足立校	足立区足立3-7-	16-101	知的障害者	常行神明 能"。	具有				
サービスの種類 就労継続支援B型					_					
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地		〕たる対象者						
社会福祉法人清峰会	浅草みらいど	台東区今戸2-14	-3	知的障害者						
社会福祉法人あかねの会	あかねの会人泉蔵労支援室	練馬区東大泉3-3	3-10	知的障害者						
合同会社ミライイネ	アルホープ	青梅市東青梅5	3 4 アルトポンテ1階	知的障害者	精神酸;	58 <u> </u>				
社会福祉法人くすのき会	結の里	調布市 上石原1-1	18-48	精神障害者						
·般社団法人 Atelier Michaux	ムジナの庭	小金井市中町4-1	12-18	内部障害者 知的	的障害者 精神障害	害者 難病等対:				
サービスの種類 共同生活援助 申請者の名称 社会編祉法人清峰会	事業所の名称 浅草みちいと「フォレスト」		事業所の所在地位東区全プ2-14-3							
社会福祉法人場面さんさん会	ほーむきらきら星		県田区集田2 14 4 た田区 た巻山 1 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
株式会社レジデンストーキョー ・健社団法人La Famille	フローリッシュハウス 大森町		大田区大森中1-2-8 レジデンストーキョー大森町 た田区油上6-22-9 メゾン・ド・ファミー・ユ1時	/102						
・般社団法人La Famille イノセンス株式会社:	メゾン・ド・ファミー・ユシェリルハウス世田谷		大田区池1:6-22-2 メゾン・ド・ファミー・ユ1階 世田谷区祖師谷6 32 13							
イノセンス株式会社: 社会福祉法人さざんかの会	シェリルハウス世田谷									
作気循作は入ささんかり云	999にきvni42		北区流野川3-51-18							

初川市

青梅市

武蔵野市桜堤1 9 6

小金井市緑町4 5 10

日野市平山6-43-27

日野市風が元1-12-13

●東京都告示第七百四号

収納代理金融機関)の一部を次のように改正し、令和三年五月一日から施行する。 平成七年東京都告示第三百三十二号 (東京都の指定金融機関、 指定代理金融機関及び

令和三年四月三十日

東京都知事 小 池 百 合子

行」に改め、 三の表○の部株式会社三重銀行の項中「株式会社三重銀行」を「株式会社三十三銀 同部株式会社第三銀行の項を削る。

東京都告示第七百五号

徴収委託)の一部を次のように改正する。 令和三年東京都告示第五百七十号(道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の

令和三年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

江東区塩浜二丁目八番四号」を 株式会社中央

丸自動車学校 日の丸総業株

自動車学校 江東区塩浜二丁目八番四号

の表中「株式会社中央自動車学校

東

式会社日の 目黒区三田一丁目六番二十 に改める。

●東京都告示第七百六号

の徴収委託)の一部を次のように改正する。 令和三年東京都告示第五百七十一号 (道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料

令和三年四月三十日

の表中日の丸総業株式会社日の丸自動車学校の項を削る。

東京都知事

小

池

百

合 子

訓

教

●東京都教育委員会訓令第二十一号

教

育

育 事 務

所 庁

教

庁 出 張 所

教

業 所

職員の勤務時間、 の一部を次のように改正する。 休日、休暇等に関する規程 (平成七年東京都教育委員会訓令第九

令和三年四月三十日

東

京

都

教

育

委

員

号

号)第二条に定める教育庁の分課のうち、」を「職務の性質により特別の勤務形態によ 運営に支障がないと認めるものとして」に改める。 終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の って勤務する必要のある職員の勤務する職場以外の職場並びにその他の職場で始業及び 条の三中 「東京都教育庁処務規則 (昭和四十五年東京都教育委員会規則第三十四

別表第一中「いう。」の下に「以下同じ。」を加える。

別表第三を次のように改める。

別表第三(第六条関係

							計課	総務部広報統	部課事業所
						職員	に勤務する	広報統計課	種別
十五分まで	三 午前八時から午後四時四	四時十五分まで	二 午前七時三十分から午後	十五分まで	○ 午前七時から午後三時四	る。	その割振りは、所属長が定め	時限は、次のとおりとする。	正規の勤務時間
				める。	所属長が定	その時限は、	一時間とし、	勤務時間中	休憩時間
						とする。	び土曜日	日曜日及	週休日

17年47100日	(亚唯口)	水 水 即 ,	A +1X		(%110214)
		東京都教育相			
	職員	に従事する			
十五分まで 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	□ 午前八時から午後四時四 □ 午前七時三十分から午後 四時十五分まで 四時十五分まで	四十五分まで 四週間を通じ一週間について 四週間を通じ一週間について	(土) (土) (土) (土) (土) (共) (土) (共) (土) (共) (土) (共) (土) (共) (土) (土) (土) (土) (土) (土) (土) (土) (土) (土	八 午前十時から午後六時四八 午前十五分まで 六時十五分まで	四 午前八時十五分から午後 五時まで エ時十五分まで エ時十五分まで ナカカ キ カカ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ
		一時間とし、 一時間とし、			
	める。 属長 が 定	とし、所			
				図書館 東京都立中央	
務する職員	総務課に勤	員	勤務する職 日ビス課に	営課長、資	
平均三十八時間四十五分勤務 で	四週間を通じ一週間について	(二) 午前八時から午後四時四十五分まで十五分まで	○ 円前七時三十分から午後○ 円前七時三十分から午後	す平四	(五) 午前九時三十分から午後 六時十五分まで 十五分まで 十五分まで 十五分まで 十五分まで
				そ一勤	
			める。所属長が定	一時間とし、一時間とし、	

第17327号	글)								東	京	者	服	公	報				令利	113年	4月	30 E	∃ (≰	定曜 日	1)	18
													図書館	東京都立多摩											
													務する職員	図書館に勤											
六 午後零時三十分から午後十五分まで	五 午前十時から午後六時四	十五分まで	四 午前九時から午後五時四	五時十五分まで	三 午前八時三十分から午後	十五分まで	二 午前八時から午後四時四	四時十五分まで	午前七時三十分から午後	所属長が定める。	とおりとする。その割振りは、	するものとし、時限は、次の	平均三十八時間四十五分勤務	四週間を通じ一週間について	九時十五分まで	六 午後零時三十分から午後	十五分まで	伍 午前十時から午後六時四	十五分まで	四 午前九時から午後五時四	五時十五分まで	三 午前八時三十分から午後	十五分まで	二 午前八時から午後四時四	四時十丑分まで
										める。	所属長が定	その時限は、	一時間とし、	勤務時間中											
										める。	属長が定	とし、所	通じ八日	四週間を											
一 設置者の名称及び住所	令和三年四月三十日	ジアム東京を博物館に相当	博物館法(昭和二十六年	●東京都教育委員会告示第三十号		五 登録抹消年月日	四 登録番号	三 博物館の所在地	二 博物館の名称		一 設置者の名称及び主所		令和三年四月三十日	物館に係る登録を抹消した。	博物館法(昭和二十六年	●東京都教育委員会告示第二十九号	出口	•	令は、	附則	日から金曜日までの五	本表中「日曜日及び土	時間四十五分」とある	備考 再任用短時間勤務	
中央区銀座七丁目四番十七号四 公益財団法人 吉田秀雄記念事業財団東 京 都 教		ジアム東京を博物館に相当する施設として、次のとおり指定した。	(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十九条の規定により、	第三十号		令和三年一月十一日	第四十五号	品川区北品川四丁目七番二十五号	原美術館	品川区東五反田		東京		750	昭和二十六年法律第二百八十五号)第十五条第二項の規定により、	第二十九号	示 (教)		令和三年五月一日から施行する。		日から金曜日までの五日間のうちの一日」とする。	日曜日及び土曜日」とあるのは「日曜日、土曜日及び所属長が定める月曜	五分」とあるのは「三十一時間」と、「八日」とあるのは「十二日」とし、	用短時間勤務職員に対する本表の規定の適用については、	一力時一五分詞で

Ŧi. 指定番号 指定年月日

> 港区東新橋一丁目八番二号 アドミュージアム東京

則 公公

第六十六号

令和三年四月三十日

規

公布する 東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を

令和 3 年 4 月 30 日

東京都公安委員会 委員長

●東京都公安委員会規則第4号

六 #

久美子

する規則 東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正

都公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。 東京都暴力団排除条例施行規則(平成23年7月15日東京

●東京都水道局告示第六号

97 第2条中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め

靐 浬

の規則は、 公布の日から施行する。

(1

告 示 **公**

◉東京都公安委員会告示第142号

9 から特定講習の休止の許可の申請があり、これを許可した 則第1号)第14条第1項の規定により、次の指定講習機関 指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規 同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

19

令和3年4月30日

亦

告

水

次のように改正し、令和三年五月一日から施行する。 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部を 昭和四十六年東京都水道局告示第十五号(東京都水道局 令和三年四月三十日 び同番四十三 調布市国領町六丁目八番四及

東京都水道局長 浜 佳 葉子

十三銀行」に改める 会社第三銀行の項中 務を行う機関の部株式会社三重銀行の項を削り、 |収納取扱金融機関の表||納入者から公金を収納する事 「株式会社第三銀行」を「株式会社三 同部株式

告

ついて

公

開発行為に関する工事の完了について

東京都公安委員会

委員長 # 久美

画田 指定講習機関の名称、 目黒区三田一丁目6 住所及び代表者氏名 代表取締役 日の丸自動車学校 和佳 休止する特定 講習の種別 心運転者講習 免許に係る初 動機付自転車 二輪車及び原 大型自動二輪 普通自動車、 普通自動 31日までの間 から令和4年3月 令和3年4月1日 休止する期間

4 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

都市計画法

(昭和四十三年法律第百号)

第二十九条第

完了した。

令和三年四月三十日 東京都多摩建築指導事務所長

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称

住所及び氏名

浅

勉

四及び同番八から同番十一ま 調布市上石原三丁目三十一番 株式会社飯田産業 武蔵野市境二丁目 代表取締役 千葉雄一

二番

号

郎

で

の一部、同番七及び同番四十府中市是政一丁目四十八番六 六の一部

株式会社大内商事 代表取締役

百五十番一の一部西東京市住吉町二丁目二千七 中央区日本橋室町三丁目二

株式会社三井不動産レジデンシャル

代表取締役 嘉村

二番 号 徹

株式会社飯田産業武蔵野市境二丁目 千葉雄一 郎

十二番地四十 小平市鈴木町一 代表取締役 丁目四百七

誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美 誠

十一番一及び五百九十二番八 番一から同番三まで、五百九 十四、同番三十一、五百九十

十八番九、同番十四、同番二 小平市花小金井五丁目五百八

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。 以下

 (第17	732	7号)									東	万	Į	都	公	報				令和	13年	≛4月	30日	(金	曜日	()	20
	十二 変更後の設置者	十一 変更前の設置者	戸	十 変更後の設置者住	Ē	九 変更前の設置者住		七変更前の設置者名	六変更後の店舗名			四 設置者住所	三 設置者名			東	令和三年四月三十日	号)に到着するよう提出してください	働局商工部地域産業振興課	添えて、令和三年四月二	あっては所在地)三意見	にあっては団体名及びる	とする者は、意見の内容	なお、法第八条第二章	その届出及び添付書類を縦覧に供する。	準用する法第五条第三項の規定により次	舗の変更について届出があったので、
	大竹 正人	川上 達郎	2 代 3 夕 1 七 川 西樹 十 二 隆	ノター ごレ区青海二丁		千代田区二番町八番地八	株式会社ヨーク	株式会社ヨークマート	ヨークフーズ練馬平和台店	ヨークマート練馬平和台店	ムセンタービル西棟十二階	江東区青海二丁目五番十号テレコ	株式会社ヨーク	練馬区早宮二丁目二番二十八号	ヨークフーズ練馬平和台店	東京都知事 小 池 百合子	П	出してください。	興課(新宿区西新宿二丁目八番一	令和三年四月三十日から四月以内に東京都産業労	っては所在地)ٰ 臼意見を述べる理由」を記載した書面を	にあっては団体名及びその代表者の氏名) □住所(団体に	意見の内容を記載した書面に「□氏名(団体	法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう	で縦覧に供する。	頃の規定により次のとおり公告し、	があったので、同条第三項において
三	二	一	1			二 十 四			二十三		二 十 二	+	: <u>-</u>	-	十 九		十八	十七		十六		五五			十 四		十三
設置者名	店舗所在地	店舗名			į	縦覧時間			縦覧期間		一縦覧場所		多見日	変形日	者の代長者名 変更後の小売業	者の代表者名	変更前の小売業	者の住所変更後の小売業	者の住所	変更前の小売業	は名称	売業者の氏名又変更を行った小	称	者の氏名又は名	変更多の小売業	称の氏名又は名	変更前の小売業
株式会社萩原商事	板橋区板橋二丁目一番一号	萩原ビル		除く。	分まで。ただし、正午から午後一	午前九時三十分から午後四時三十一	条例第十号)に定める休日を除く。日に関する条例(平成元年東京都	三十日まで。ただし、東京都の休	令和三年四月三十日から同年八月	一号) (業行区世業行二一)目ノる	/ 斤置	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• –	-	大竹 正人		上達郎	ムセンタービル西棟十二階江東区青海二丁目五番十号テレコー		千代田区二番町八番地八		株式会社ヨーク		本 うき イミーグ	朱弌会辻ヨーク		株式会社ヨークマート
				!		十六			十 五			十 四	十三	+ =	-	-	十		九	八			七亦	カホ		五亦	四 ≅љ
設置者住所	汉置 各分	店舗所在地				総 覧 時 間			縦覧期間			縦覧場所	届出日	変更日	者の代表者名	変更多りト記案の作品を	の代長者名変更前の小売業者	の住所の上見ます	変更浚の小売業皆	の住所の小売業者	秋	業者の氏名又は名	ダ更を行った小売	の氏名又は名称変更後の小売業者	の氏名又は名称	変更前の小売業者	設置者住所
世田谷区玉川三丁目十七番一号	東呻開発朱式会士	立川市若葉町一丁目七番一号若葉クヤキモール			除く。	分まで。ただし、正午から午後一午前九時三十分から午後匹時三十	条例第十号)に定める休日を除く。	日に関する条例(平成元年東京都	三十日まで。ただし、東京都の休令和三年匹月三十日から同年八月	一号)	振興課(新宿区西新宿二丁目八番	東京都産業労働局商工部地域産業	令和三年四月一日	令和二年六月一日ほか	を作っている。	たケ E C	杉伸一郎	ムセンタービル西棟十二階	工東区青毎二丁目五番十号テレコ	港区芝公園四丁目一番四号			株式会社ヨーク	株式会社ヨークほか一名		株式会社ヨークマートほか一名	板橋区板橋二丁目二番五号

21

十三 十 二 十四四 + 六 Ŧi. 九 八 七 十 危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。 $\widehat{\mathbf{1}}$ 消防法 (昭和23年法律第186号) 第13条の23に規定する 業者の氏名又は名変更を行った小売 変更前の小売業者 講習区分及び受講対象者 変更日 変更後の小売業者 の代表者名 変更後の小売業者 の代表者名 の氏名又は名称 の氏名又は名称 変更前の小売業者 令和3年4月30日 届出日 縦覧場所 講習区分 縦覧期間 令和3年度危険物取扱者保安講習の実施につ 縦覧時間 東京都知事 ク) ほか 建郎 日に関する条例(平成元年東京都三十日まで。ただし、東京都の休令和三年四月三十日から同年八月 時までを除く。 午前九時三十分から午後四時三十 東京都産業労働局商工部地域産業 令和三年四月二日 赤尾 主哉 株式会社サンドラックほか一名 株式会社サンドラックほか九名 分まで。ただし、正午から午後一 条例第十号)に定める休日を除く。 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 令和三年一月二十四日ほか ク) ほか 株式会社マルエツほか十二名 ÷ (株式会社サンドラッ (株式会社サンドラッ 治 퍼 合子

ア 第1区分(給油取扱所

第2区分 (製造所及び一般取扱所)

第3区分(屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所 及び移送取扱所)

Ţ

第4区分(地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵

Н

所) 第5区分(屋内貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、屋外

オ 第5区分(屋内貯蔵所、簡易タンク貯蔵所 貯蔵所及び販売取扱所)受講対象者

(2) 受講対象者

危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業 に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する

琳

講習の実施日時及び実施場所

2

(1) 実施日時

令和3年6月4日(金曜日)、同年7月5日(月曜

日)、同年9月24日(金曜日)、同年12月10日(金曜日)及び令和4年1月19日(水曜日)の5日間

各日とも午後1時から午後5時まで

(2) 実施場所

東京消防庁立川都民防災教育センター 立川市泉町1156番地の1

受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所

ယ

(1) 受付期間

令和3年5月6日(木曜日)から各講習日の7日前まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)に定める休日を除く。)

なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、 締め切るものとする。

令和三年四月三十日

(2) 受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで

(3) 受付場所

都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署 消防分署及び消防出張所

問合せ先

(1) 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署 消防分署及び消防出張所

) 東京消防庁予防部防火管理課試驗講習係 (電話03-3255-2945)

5 40句

受講申請書は、各受付場所で配布する

雑報

●東京都職員共済組合告示第三号

年三月三十一日をもって廃止した。東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定は、令和三東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定は、令和三年東京都職員共済組合告示第三号により告示した

令和三年四月三十日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

●東京都職員共済組合告示第四号

て、理事西村泰信を指定した。
せ方公務員等共済組合理事長の職務代理を行う者としけで、東京都職員共済組合理事長の職務代理を行う者とし場が、東京都職員共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二

√"⟩ FSC ミックス 艇

発

|電話 ○三(五三二一)一一一(代)

定

一箇月